

大臣許可 をお持ちの建設業者のみなさんへ

東北地方整備局からのお知らせ

**建設業許可証明書の
取扱いが変わります！**

令和2年4月1日以降

建設業許可証明書については、
**下記の場合に限り発行
することになります。**

その時点で許可の更新を申請中であり、当該申請に対する処分がなされていない場合

※請求は、原則として一の更新申請につき1回、1部限り

「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合

※ 許可証明願の様式は、東北地方整備局ホームページに掲載しております。

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>

＜お問い合わせ＞

東北地方整備局 建政部 建設産業課

建設業係 または 資力確保指導係

☎ 0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1 (代)